国立国会図書館
平成 26 年 1 月

インターネット提供に対する出版社の申出への対応について

国立国会図書館は、『近代デジタルライブラリー』事業を通じインターネット提供していた『大正新脩大蔵経』（全 88 巻、総目録を含む。）及び『南伝大蔵経』（全 70 巻のうち 21 巻）について、一般社団法人日本出版者協議会（以下「出版協」とする。）及び刊行元の大蔵出版株式会社（以下「大蔵出版」とする。）からの申出を受け、平成 25 年 6 月 7 日から当該資料のインターネット提供を一時停止し、その対応について検討しておりましたが、以下のとおり対応することとしました。

（対応措置）

1　『大正新脩大蔵経』（1923 年～1934 年、大正一切経刊行会、全 88 巻）については、インターネット提供を再開する。

2　『南伝大蔵経』（1935 年～1941 年、大蔵出版、全 70 巻）については、当分の間、インターネット提供は行わず、館内限定の提供を行う。

（検討の経緯及び内容）

国立国会図書館は、本事案の取扱いを検討するため、平成 25 年 7 月に総務部長を座長とする館内検討組織（「インターネット提供に対する出版社の申出への対応検討会議」、別掲参照。以下「検討会議」という。）を設置し、様々な角度から検討するとともに、後述する 5 名の有識者のヒアリング（別掲参照）も併せて実施し、今回の対応措置を取りまとめた。

以下、(1)本件の経緯、(2)国立国会図書館の基本的立場、(3)対象出版物の概要及び大蔵出版の主張、(4) 本事案検討の背景と検討事項、(5) 各論点に対する有識者の見解と論点に関する検討内容、(6) 『大正新脩大蔵経』に係る対応措置の判断理由、(7) 『南伝大蔵経』に係る対応措置の判断理由、(8) 今後の検討について記述する。

1　本件の経緯

検討の前提として、『大正新脩大蔵経』及び『南伝大蔵経』に関するこれまでの経緯を年代順に整理する。

大正 13（1924）年

○　高楠順次郎（1866-1945）編[1]『大正新脩大蔵経』が大正一切経刊行会から刊行開始。昭和 9（1934）年、図像編等を含めた全巻が完結。

昭和 3（1928）年

○　『大正新脩大蔵経』第一期 55 巻完結を期に、高楠博士功績記念会が発足。高楠博士はその事業にパーリ語聖典の日本語訳を希望し、「南伝大蔵経」と命名[2]。

昭和 5（1930）年 12 月

○　『大正新脩大蔵経』について、高楠順次郎博士から大正一切経刊行会に著作権譲渡[3]。

昭和 7（1932）年

○　大正一切経刊行会の経営危機により、『大正新脩大蔵経』事業継続のため大蔵出版株式会社設立。

同年 6 月

○　『大正新脩大蔵経』について、大正一切経刊行会から大蔵出版に著作権譲渡[4]。

昭和 10（1935）年

○　高楠博士功績記念会纂訳、高楠順次郎監修による『南伝大蔵経』が大蔵出版から刊行開始。昭和 16(1941)年完結。

昭和 34（1959）年

○　大蔵出版が大正新脩大蔵経刊行会を組織。

昭和 35（1960）年

○　大正新脩大蔵経刊行会により『大正新脩大蔵経』の復刊開始。昭和 54(1979)年完結。

昭和 45（1970）年

○　大正新脩大蔵経刊行会出版、大蔵出版発売による『南伝大蔵経』の復刊開始。

---

(1)　『大正新脩大蔵経』編纂事業は、高楠と渡辺海旭（1872～1933）を「都監」として進められた。都監とは、事務を監督する役割、といった意味。
(2)　水野弘元『仏教文献研究』春秋社，1996.（水野弘元著作選集　第 1 巻）　p. 9 を参照。
(3)　『官報』1183 号（昭和 5 年 12 月 6 日）p. 191　http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2957650/10
(4)　『官報』2403 号（昭和 10 年 1 月 9 日）p. 112　http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2958882/9

昭和 49(1974)年完結。

昭和 52（1977）年

○ 大蔵出版と高楠順次郎博士遺族の間で、『大正新脩大蔵経』及び『南伝大蔵経』の著作権譲渡契約を取り交わす。

昭和 63（1988）年

○ 『大正新脩大蔵経』の装丁を変更し、価格を下げた普及版（大正新脩大蔵経刊行会（出版）・大蔵出版（発売））の発売を順次開始。平成 4（1992）年完結。

平成 6（1994）年

○ 東京大学文学部仏教学研究室の江島恵教教授を中心に、日本印度学仏教学会の承認を受け、大蔵経テキストデータベース研究会が発足。

平成 7（1995）年

○ 大正新脩大蔵経刊行会より、『大正新脩大蔵経』CD-ROM 版の刊行開始。平成 9(1997)年までに 4 枚（1 枚が冊子体 1 巻分に相当）を刊行したが、未完。

平成 8（1996）年 1 月

○ 高楠順次郎博士の没後 50 年経過により、『大正新脩大蔵経』の著作権保護期間満了。

平成 10（1998）年 3 月

○ 大蔵経テキストデータベース研究会の成果として、『大正新脩大蔵経』収録の「大般若波羅蜜多経」六百巻[5]のデータベース化が完成し、インターネット公開[6]。

同年 6 月

○ 台湾の中華電子仏典協会（CBETA: Chinese Buddhist Electronic Text Association）と大蔵経テキストデータベース研究会との交渉の結果[7]、『大正新脩大蔵経』のデータベース化を両者が協力して進めることで合意。これにより、インド・中国撰述部の入力はCBETA、日本撰述部の入力は大蔵経テキストデータベース研究会で行い、データベース全体の品質管理、機能面などは大蔵経テキストデータベース研究会が責任を持つこととされた。

平成 12（2000）年 12 月

○ 大蔵経テキストデータベース研究会による大正新脩大蔵経テキスト化事業を支

(5) 六百巻は元の経典の巻数。『大正新脩大蔵経』では第 5 巻に一～二百巻、第 6 巻に二百一～四百巻、第 7 巻に四百一～六百巻を収録している。
(6) 奈良康明「『大正新脩大蔵経』を 21 世紀に新しく開版する「大蔵経データベース化支援募金会」について」『大法輪』68(3)［2001 年 3 月］p.126-130 による。文中の表現は「般若経六百巻」。
(7) CBETA から「著作権問題を含め協力要請」があったとされている。「〈『大正新脩大蔵経』テキストデータベース化〉支援募金のお願い（勧募状）」 http://butsugakushin.org/sat-shienbokin_2/shuisho.html

援するため、財団法人仏教学術振興会内に大蔵経データベース化支援募金会設立。準備段階であった平成 11(1999)年度から平成 16(2004)年度までの間に約 2 億 4 千万円の寄付が集められた[8]。

平成 13（2001）年

○ 『南伝大蔵経』のオンデマンド版刊行開始。平成 16(2004)年に完結。

平成 19（2007）年 7 月

○ 近代デジタルライブラリーで、『大正新脩大蔵経』の大正期刊行分のインターネット公開を開始[9]。

○ 大蔵経データベース化完成記念大会・シンポジウム開催。テキスト化完成までに、民間の寄付や科研費等、約 6 億円が投じられた[10]。

平成 20（2008）年 4 月

○ 大蔵経テキストデータベース研究会により、大正新脩大蔵経テキストデータベース（SAT 2007）公開。

同年 6 月 12 日

○ 書面により、大蔵出版青山賢治社長から、国立国会図書館に対し、出版権の存続の主張に基づき、近代デジタルライブラリーにおける『大正新脩大蔵経』の公開停止を求める苦情申入れ。国立国会図書館からは、著作権の消滅に伴い出版権も消滅したと考えられること、国立国会図書館には我が国の貴重な文化財を広く国民に提供する使命があることを示し、引き続き公開を継続する旨を 6 月 23 日付文書により回答。その後、7 月 4 日付で青山社長から同様の内容の書面による苦情申入れが行われ、国立国会図書館からは上記と同様の趣旨で 7 月 22 日付文書により回答。

平成 24（2012）年 6 月

○ 様々な機能が追加された大正新脩大蔵経テキストデータベースの新バージョン（SAT 2012）公開。全巻の全文テキスト及び当該テキストの冊子版の掲載箇所の画像が参照可能になる。(http://21dzk.l.u-tokyo.ac.jp/SAT/)

平成 25(2013）年 2 月

○ 近代デジタルライブラリーで、『大正新脩大蔵経』の昭和期刊行分（計 88 冊を公開）及び『南伝大蔵経』（全 70 冊中 22 冊）のインターネット公開を開始。

---

(8) 大蔵経データベース化支援募金会「収支報告」の各年度募金収入額の合計。
http://butsugakushin.org/sat-shienbokin_2/shushi.html

(9) 『大正新脩大蔵経』全 88 巻中のうち 32 巻分を公開。

(10) 東京大学大学院人文学研究センター萌芽部門データベース拠点・大蔵経「概要・活動の沿革」
http://21dzk.l.u-tokyo.ac.jp/CEH/index.php?%E6%A6%82%E8%A6%81%E3%83%BB%E6%B2%BF%E9%9D%A9

同年４月

○　４月中旬号の『出版ニュース』に、青山賢治社長が出版協理事として執筆した記事「出版権はないのか――国会図書館の横暴」掲載。

同年５月１日

○　『南伝大蔵経』について、国立国会図書館は、全巻の公開途上にあったことを理由にインターネット公開を一時停止。

同年６月５日

○　青山理事を含む出版協と大滝国立国会図書館長の面談[11]。出版協側から、現に刊行している出版社があるものを無償で提供することには納得がいかないとの苦情申入れ。

同年６月７日

○　出版協からの苦情申入れに対し、国立国会図書館のインターネット公開により、大蔵出版に売上げの減少などの影響が生じた可能性も懸念されるため、対応方針を決定するまでの暫定措置として、『大正新脩大蔵経』全巻のインターネット公開を一時的に停止。

○　出版協は、６月７日付プレスリリース「国会図書館と５日に面談、具体的に成果表れる」をブログ掲載[12]。

同年６月 13 日

○　『新文化』に「出版協の申し入れに応じ、大蔵経の公開を中止」との記事掲載。

同年７月 12 日

○　国立国会図書館ホームページのニュース欄に「近代デジタルライブラリー提供資料の一時公開停止について」掲載[13]。国立国会図書館は、「当面３か月程度を目途にしかるべき検討を行うこととし、その結論が出るまでの間、当該資料のインターネット提供を一時停止し、館内利用に限定すること」を報知した。

同年８月７日

○　朝日新聞朝刊に「国会図書館、ネット公開一部中止　仏教経典、抗議受け」掲載[14]。

---

(11) 出版協の出席者は、高須次郎会長、水野久副会長、廣嶋武人理事、青山賢治理事、木下郁事務局長の５名。
(12) http://shuppankyo.cocolog-nifty.com/blog/2013/06/post-f960.html
(13) http://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2013/1201734_1828.html
(14) その後、８月８日にブック・アサヒ・コムに全文掲載。
http://book.asahi.com/booknews/update/2013080800005.html

２　国立国会図書館の基本的立場

国立国会図書館（以下「当館」という。）が所蔵資料をデジタル化し、インターネット提供を実施することに関する基本的立場について述べる。

（1）インターネット提供の沿革

当館の所蔵資料のデジタル化とインターネット提供は、平成 6（1994）年度[15]の電子図書館事業から始まった。平成 10（1998）年 2 月に外部有識者の検討を取りまとめた「国立国会図書館電子図書館推進会議報告書」[16]では、国内出版物を網羅的に収集・保存する任務を持つ当館は、「新しい情報通信環境の下で新たな役割を果たすことが求められている」として、「どこでも、いつでも、だれでも」情報にアクセスできる電子図書館の実施が提言された。

その後、平成 10（1998）年度に「国立国会図書館電子図書館構想」[17]、平成 12(2000)年度に「電子図書館サービス実施基本計画」[18]を策定し、電子図書館を「国民に開かれた情報へのアクセスの基盤」と位置付け、平成 14(2002)年 10 月に「近代デジタルライブラリー」[19]事業として、当館所蔵明治期刊行図書のうち、著作権調査により著作権の消滅が確認された資料、約 3 万 3 千冊をインターネットに公開した。以後、平成 14(2002)年 8 月に「明治期刊行図書の電子化、提供等に係る実施計画」、平成 17(2005)年 8 月に「大正期刊行図書の電子化事業実施計画」を定め、明治期及び大正期刊行図書、約 26 万冊の著作権処理とデジタル化を実施し、インターネット提供を順次進めてきた。

平成 21(2009)年には、著作権法が一部改正され、第 31 条第 2 項の追加により、当館では、原本の利用による滅失、損傷若しくは汚損を避けるため、電磁的記録による複製が可能となり、同年度の補正予算 127 億円により大規模デジタル化を実施した。これにより、昭和 43(1968)年までの国内刊行図書、平成 12(2000)年までの国内刊行雑誌、平成 3(1991)年度～12(2000)年度に受け入れた博士論文、昭和 27(1952)年までの官報、古典籍資料等をデジタル化し、デジタル化資料の累計点数は平成 25(2013)年 10 月現在、約 227 万点となった[20]。このうち、主に戦前期までに刊行された図書について著作権処理を実施し[21]、約 34 万点についてインターネット提供を行っている。

---

(15) 国立国会図書館年報平成 7 年度, 1995, p. 7.
(16) 国立国会図書館電子図書館推進会議報告書（国図企第 17 号）. 国立国会図書館ホームページ. http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/elib_plan_contents.html
(17) 国立国会図書館電子図書館構想. 国立国会図書館ホームページ. http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/elib_plan.html
(18) 電子図書館サービス実施基本計画. 国立国会図書館ホームページ. http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/elib_standardproject.html
(19) 近代デジタルライブラリー. http://kindai.ndl.go.jp
(20) デジタル化資料提供状況. 国会図書館ホームページ・資料デジタル化について. http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/digitization.html
(21) 1 冊の図書に含まれる全ての著作物について著作権者の調査を行った上で、全ての著作物について、①保護期間満了を確認、②著作権者が許諾、③文化庁長官裁定のいずれかが成り立つ場合にインターネッ

(2) インターネット提供の法規的根拠

当館の任務は、国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号）に規定されており、唯一の国立図書館として、国内刊行出版物を網羅的に収集・保存し、「両議院、委員会及び議員並びに行政及び司法の各部門からの要求を妨げない限り、日本国民がこれを最大限に享受できるよう」[22]図書館奉仕を行うこととされている。法律上明記されている資料利用の方策は、当館の建物内での利用、図書館相互間の貸出し、複写、展示であるが、その他、館長の権能（裁量行為）として、「時宜に応じて図書館奉仕の改善上必要と認めるその他の奉仕を提供する。」こととされている[23]。所蔵資料をデジタル化して、著作権法が許容する範囲でインターネット提供を行うことは、地理的又は時間的な制約により当館資料を利用できなかった利用者に対し、これを国民共有の資産として広く提供するものであり、国立国会図書館法に基づく当館の使命を達成するための有力な手段の一つとして実施しているものである。

(3) 当館の基本的立場

当館にとって、所蔵資料のインターネット提供は、デジタル時代に必要不可欠なサービスと位置付けられるものであり、特に「近代デジタルライブラリー」事業は、開始から 10 年以上が経過し、日本の知的資産として国内外で広く利用され、海外における日本研究にも無くてはならない情報基盤となっている[24]。一旦インターネットに公開した資料の提供を取りやめることは、社会的影響も大きいため、慎重な対応が必要である。

また、著作権の保護期間が満了したいわゆるパブリックドメインに属する著作物が広く自由に利用されることは、知的財産利用の重要な前提である。著作物の保護と利用の規律は、文化的活動の根拠を保障するための制度基盤であり、全ての利害関係者がこれを遵守すべき根幹と理解している。

他方で、出版活動は文化の発展に重要であり、当館の資料の充実もそれに左右される。前述の「国立国会図書館電子図書館構想」では、その実現に当たって、「納本制度による国内で発行された出版物の収集には出版者の理解が不可欠であり、電子図書館を実現するための取組みに当たっては、出版者への配慮が必要である。」として、著作権者との適切な関係に加え、「出版者との適切なルール作り」の必要性にも言及している[25]。

本事案の検討に当たっては、著作権による利用ルールを踏まえた上で、出版者の商業活動と国立国会図書館法に基づく当館の使命との適切なバランスを図ることが必要であると考える。

ト提供を実施している。

(22) 国立国会図書館法第 21 条 第 1 項

(23) 国立国会図書館法第 21 条 第 1 項第 1 号

(24) 北米日本研究資料調整協議会(North American Coordinating Council on Japanese Library Resources (NCC) https://www.facebook.com/NCCJapanInfo/posts/503810106365888

(25) 電子図書館構想. 7 章　電子図書館の制度的課題 4.ルール作りのための論点.
http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/elib_plan.html#7

３　対象出版物の概要及び大蔵出版の主張要旨

(1)『大正新脩大蔵経』及び『南伝大蔵経』について

『大正新脩大蔵経』及び『南伝大蔵経』は、仏教学における基本資料として知られている[26]。

『大正新脩大蔵経』(『大正蔵』とも呼ばれる。) は仏教経典の一大叢書である。「中国、朝鮮、日本で刊行されたすべての大蔵経を質的にも量的にも凌駕（りょうが）した大蔵経の決定版であり、内外の学者が学術論文に仏典を引用する場合は、『大正蔵』の巻数、ページ数、段数を明示するのが通例」[27]とされ、日本のみならず、東アジアにおける漢訳仏典の集大成として評価されている。

また、『南伝大蔵経』は「最初期の純粋な仏教を知るうえで唯一不可欠の資料」[28]とされる南・東南アジアに伝わるパーリ語仏教経典を、現代日本語に翻訳したものである。「パーリ三蔵の全部と蔵外の重要なものが一ヶ国語に全部翻訳されたのは未だ外国にその例を見ない」[29]とも言われている。

なお、『大正新脩大蔵経』及び『南伝大蔵経』の編纂、出版等の経緯は上記１で示したとおりである。

(2) 大蔵出版の『大正新脩大蔵経』及び『南伝大蔵経』に関する主張要旨

大蔵出版が、『大正新脩大蔵経』及び『南伝大蔵経』に関し、国立国会図書館に対して行っている批判の趣旨は次のとおりである[30]。

○　現在販売されている書籍である『大正新脩大蔵経』及び『南伝大蔵経』について、国立国会図書館が、現在の出版社である大蔵出版に事前の相談なくインターネット公開するのは不当である。

○　当該書籍は、復刊に当たり著作権者の高楠順次郎博士の遺族と正式に出版契約を結び、編纂、著作に関する一切の権利を譲り受けて、復刊したものである。

○　業界、仏教界、仏教学会においても、大蔵出版の出版権は尊重されている。

○　復刊に当たり、大蔵出版は膨大なコストを投入しており、版面権を大蔵出版が

---

(26) 仏教関係の辞典類だけではなく、百科事典にも立項されている。「大正新修大蔵経」「南伝大蔵経」『日本大百科全書(ニッポニカ)』ジャパンナレッジ（オンラインデータベース http://www.jkn21.com)

(27) 注(26)参照。

(28) 注(26)参照。

(29) 鈴木徹也「もう一つの「大蔵経」の話　「南伝大蔵経」雑攷」『帝京大学外国語外国文学論集』6［2000］p.31-64.

(30) 青山賢治「出版権はないのか――国会図書館の横暴」『出版ニュース』2013 年 4 月中旬号 p.20、「国会図書館のデジタル化資料／「大蔵経」の公開を中止／出版協の申入れに応じる」『新文化』2013 年 6 月 13 日を参照。ただし、一部平成 25（2013）年 6 月 5 日の出版協との面談における主張を反映した。

保持している。『大正新脩大蔵経』の紙型[31]は昭和20(1945)年3月の空襲により全て焼けたため、戦後、出版事業を引き継いだ大蔵出版が、印刷刊行されたものの全ページを写真にとり、それを写真版として新たに起こし、修正を加え、昭和35(1960)年から昭和49(1974)年にかけて刊行したものである[32]。しかし、版面権は全く無視されている。出版社に出版権はないのか。

○ 復刊後、大蔵出版は、海外の海賊版に悩まされた。『大正新脩大蔵経』については製本を簡略した普及版を刊行して、海賊版を排除した。

○ こうした経緯と出版社の権利を国立国会図書館が無視するのは横暴である。国立国会図書館は、国民に対して、デジタル海賊版を公開している。

○ 民業を圧迫してまで、販売中の書籍をインターネット公開すべきではない。実際に『大正新脩大蔵経』の売上げは、平成21(2009)年と比較して、平成22(2010)年、23(2011)年は約3分の1程度となっている。

○ 一方、大正新脩大蔵経テキストデータベースは、出版の経緯を踏まえ、各国の仏教学会と国際的合意に基づいて構築されている。

4　本事案検討の背景と検討事項

当館の基本的立場は、上記2で述べたとおりである。本事案に関しても、著作権法の趣旨と国立国会図書館法に定められた当館の使命を勘案すれば、著作権法等の法的問題が存しない限り、原則としてはインターネット提供を継続することが適当であると考えられる[33]。

しかし、本事案は、上記3で見たとおり、内外の評価の高い当該分野に関する基本的な出版物に関するものである。また、上記1の経緯では、初期の編纂刊行以後、戦後の復刊等を経つつ、当該資料の出版が長期間にわたり持続的かつ継続的に行われてきたことが示されており、その過程で相当程度の労力とコストが掛けられてきたことも想定しうる。これらを踏まえると、本事案については、考慮すべき特別な事情があることも、否定しがたい。

このため、本事案については、単に原則のみで判断することとせず、その考慮すべき特別な事情も斟酌して、慎重な検討を行うべきと判断した。

---

(31) 活字を再度組むことなく再印刷が可能となるように作成された版面の紙製の型。
(32) 次を参照。「大蔵出版株式会社会社案内」
http://daizoshuppan.jinbunpub.com/daizo/usr/info/company.aspx
(33) 上記1における、平成20(2008)年時点での大蔵出版からの申入れに対する当館の回答は、この原則に従い、著作権保護期間満了とともに出版権も消滅し、法的問題は存在しないとの認識からなされたものである。

大蔵出版側の主張に沿って、本事案の論点を整理すると、以下のとおりとなる。

〔論点 1〕　本事案に関し主張されている権利の特定と、当該権利の存在及び存続状況
〔論点 2〕　権利の状況にかかわりなく、国立国会図書館の活動に際して、出版活動への影響を考慮する必要性の有無と必要な場合の考慮の内容
〔論点 3〕　その他、本事案固有の背景事情について、特に考慮すべき点があるか

検討会議においては、以上の 3 つの論点を念頭に置いて、検討を行うこととし、併せてこれらの論点について、5 名の有識者からの意見聴取を行った。

5　各論点に対する有識者の見解と論点に関する検討内容

本事案の論点に対する当館の見解及び有識者からのヒアリング結果を整理する。

〔論点 1〕本事案における権利状況等の法的問題点

法的問題については、①検討の前提としてのインターネット提供事業の位置付け、②本事案に対する著作権等の状況、③商業的利益の違法な侵害について検討する。

① 国立国会図書館のインターネット提供事業の位置付け

（ポイント）
○　国立国会図書館によるインターネット提供の停止対応等の妥当性を論じる前提として、事業の性格、位置付け等を確認する。

（当館の認識）
○　インターネット提供事業は、上記２で述べたとおり、国立国会図書館法の規定に基づき、「電子図書館サービス実施基本計画」等の方針・計画を定め、国立国会図書館長の権能（裁量行為）として実施しているものである。

（有識者の見解）
○　国の事業として税金を投じて行った事業である以上簡単に取りやめることはできないとする意見、逆に、裁量によるサービスであるならば、不都合があれば取りやめる裁量もあるとするものの両論があった。
○　事業の位置付けと関連して、デジタル化の恩恵を国民は享受する権利があるとする有識者の見解もあった。

② 著作権等の状況

（ポイント）
○　本事案に対する著作権の状況を確認する。また、大蔵出版が主張するその他の法

的権利について、その内容と有無を確認する

（当館の認識）

○　『大正新脩大蔵経』の代表編者である高楠順次郎博士が亡くなったのは昭和 20（1945）年である。著作権法第 57 条の規定により、「著作者の死亡の日の属する年の翌年から起算」し、50 年が経過した、平成 7（1995）年末をもって著作権保護期間が満了していると解している。

○　大蔵出版が著作権以外の権利として主張する出版権及び版面権であるが、前者については、そもそも著作権者が設定する権利であるところから、著作権保護期間が満了した場合には当然に消滅すると解する。また、後者の版面権については、立法に関して議論が行われたことは承知しているが、現在我が国において保護されるべき法的権利として存在しないと解する。

（有識者の見解）

○　著作権の判断については、いずれの有識者からも異論は出ていない。むしろ、著作権保護期間が切れたものは自由に使えるとの著作権の根本の発想に鑑みると、国立国会図書館は著作権保護期間が満了している出版物について、インターネット提供を積極的に進めるべきとする意見もあった。

○　出版権についての判断も現時点における当該権利の存在を主張する意見はなかった。また、版面権についての見解も当館の主張のとおりであった。

③ 商業的利益の違法な侵害

（ポイント）

○　大蔵出版に著作権（出版権を含む。）が認められないとした場合にも、当館の行為が同社の商業的利益の侵害とならないか。

（当館の認識）

○　著作権の保護期間が満了した著作物の組版面をそのままデジタル化して、インターネットで提供する行為は、著作物の保護と利用のバランスを図る著作権法の上で許容され、社会的に広く行われている行為である。

（有識者の見解）

○　著作権が認められない場合でも取引における公正かつ自由な競争として許される範囲を甚だしく逸脱した行為は、法的保護に値する商業的利益を侵害するものとして、一般不法行為（民法第 709 条）の適用可能性があるとの指摘があった[34]。ただし、そう着目したとしても、本件については、このような侵害行為はなく、

(34) 木目化粧紙事件（東京高判　平成 3 年 12 月 17 日　知裁集 23 巻 3 号 808 頁、判時 1418 号 120 頁）及び自動車データベース事件（東京地中間判、平成 13 年 5 月 25 日　判時 1775 号 132 頁）参照。

一般不法行為は成立しないという見解であった。

〔論点 2〕商業出版への影響に対する考慮

商業出版への影響に対する考慮については、①考慮の必要性とその根拠、②考慮する場合の具体的基準、③インターネット提供の停止措置を講ずる場合の措置期間等について検討した。

① 考慮の必要性とその根拠

（ポイント）

○ 著作権の保護期間が満了した資料のインターネット提供について、商業出版への影響に対し考慮する必要はあるか。また、あるとすれば、その根拠は何か。

（当館の認識）

○ 出版活動が隆盛することによって、国民への知の提供も充実し、図書館活動も成立する。上記 2(3) で述べたとおり、国立図書館として、当館が出版社の出版活動を尊重し、振興に寄与し、信頼関係を構築することは、極めて重要である。当館としては、商業出版の活動への影響を考慮しつつ、国民の資料へのアクセスをいかに拡充するか、その両面への目配りを行う必要があると認識する[35]。

（有識者の見解）

○ 出版物の編集、作成等に対して出版社がかけた労力、コストを考慮することの必要性については、全ての有識者が認めている。ただし、当館が取るべき措置の内容についての意見はまちまちで、復刻出版に大きな影響を与えるとの理由でインターネット提供の中止を主張する見解もあれば、インターネット提供は継続しつつ出版社に対する何らかのメリットを提供すべきとの意見もあった。

○ 著作権保護期間を超えて考慮を行う場合の根拠については、インターネット提供事業を館長の裁量行為として実施しているのであれば、不都合があれば現行法規の枠組みを超えた条理として裁量により停止可能であるとする意見があった。また、現行法の規定を超えて、出版投資の保護や学術的古典の出版に対する保護について検討すべきとの意見もあった。

○ その他、商業出版への影響に考慮するべきとする根拠として、税金で運営される機関がサービスを行う領域は、民間市場が成立しない領域に限定されるとする公共経済学の観点を挙げる意見もあった。また、現行著作権法は、もともと物理的

(35) 総務省、文部科学省及び経済産業省「デジタル・ネットワーク社会における出版物の利活用の推進に関する懇談会」（三省デジ懇）や文化庁「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」の議論の中でも、著作権が切れた書籍の自由な流通を前提としつつも、出版に係る労力に対し考慮すべきとする意見が表明されている。

制約が存在する紙資料を前提に発展したものであって、そうした制約がないデジタル形態の著作物を視野においた法規範は未だ確立していないとする法制度の不備を指摘する意見もあった。

② 考慮する場合の具体的基準

（当館の認識）

○ 商業出版への影響に対し何らかの考慮を想定する場合、利用者の要求を制限することに対し、当館として説明責任を果たすことが求められる。現時点では、インターネット提供を停止する措置等を講ずる場合の要件や具体的基準を合理的に検討するための事例が不足している。

（有識者の見解）

○ インターネット提供の停止等の措置を講ずる場合の具体的な基準については、出版物の性質（一般書・学術書の別など）、出版社の規模、市場に流通する出版物の規模、当該出版社における当該出版物の位置付け、出版社が投資した元本の想定回収期間などを総合的に判断して対応を検討すべきとの指摘があった。

③ インターネット提供の停止措置を講ずる場合の措置期間

（当館の認識）

○ インターネット提供の停止措置を講ずるとした場合、その停止期間についても、当館として説明責任を果たすことができる合理的説明根拠が必要となる。

（有識者の見解）

○ インターネット提供の停止については、出版社が販売している限りは無期限に停止すべきとする意見もあったが、多くは一定の期間に限るべきとの見解であった。措置を講ずるべき期間の幅については、申出後 3 年程度や出版後 30 年までなど、有識者の意見はまちまちであった。

○ 期間を算定する根拠として、「投資コストを回収するために必要な期間」を挙げる意見があった。投資コストの回収という観点で出版社の事業サイクルを考えると、一般的出版物のサイクル（数か月～数年）より長い期間を見込んだ場合であっても、30 年程度が上限ではないかというものである[36]。

〔論点 3〕『大正新脩大蔵経』及び『南伝大蔵経』に固有の個別事情に対する検討

---

(36) 有識者から言及のあった 1989 年実施の出版物実態調査によれば、出版市場における同一版面出版物の刊行年による構成比率は、刊行後 10 年以内 74.2%、20 年以内 95.1%、30 年以内 98.7%、35 年以内 99.2%であった。（文化庁「著作権審議会第八小委員会（出版者の保護関係）報告書」1990 年 6 月）
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t19900622001/t19900622001.html

① 当館以外からのデータベースの無償提供

（事実関係）

○ 『大正新脩大蔵経』については、東京大学大学院人文社会系研究科次世代人文学開発センターを事務局とする研究会（「大蔵經テキストデータベース研究会」、以下「大蔵経研究会」とする。）が、平成20（2008）年4月から「SAT大正新脩大蔵経テキストデータベース」を公開している。当初は、テキストデータのみの提供であったが、平成24（2012）年6月に新版（SAT 2012）を公開し、全文のテキストデータに加え版面の画像データの提供も行われるようになった。当該データベースは、大蔵出版からの全面的な信任を得て作成・公開されており[37]、学術研究目的に利用を限定してはいるものの、インターネット上に無償で公開され、リンクも自由である。

（当館の認識）

○ 当館としては、大蔵経研究会からのインターネット提供を踏まえると、当館がインターネット提供を停止し続ける合理的な説明は困難であり、利用者からのインターネット提供の期待に応じる必要性があるものと認識している。

（有識者の見解）

○ 大蔵出版は、当館が『大正新脩大蔵経』をインターネット提供したことにより、従来の売上げが激減したと主張しているが、複数の有識者からは、大蔵経研究会のインターネット提供により大蔵出版側の主張の根拠が減じるとの指摘があった。

○ 一方で、大蔵経研究会によるデータベース公開があるため、当館がインターネット提供する必要性も低いとの意見があった。

② その他の個別事情

『大正新脩大蔵経』及び『南伝大蔵経』の概要は、上記3(1)に記載のとおりであるが、その他、「考慮」を検討する上で個別事情と考えられる事項を付記する。この点については、特に有識者の意見はなかった。

○ 原資料と復刻版との関係

大蔵出版は、戦後の復刻版作成に当たり、戦前刊行の原資料から写真製版により作成した版面を用いている。同社は、復刻版作成に当たり、原資料に修正を施すなどの労力を要したと主張しており、具体的な修正箇所は詳らかではないものの、復刻版は原資料と完全に同一の版面ではないと推測される。

当館がインターネット提供した資料は大正時代刊行の原資料であり、修正箇所が多数に及ぶ場合には、現在販売中の書籍との同一性が問題となる。両者の差異を確

(37) 「SAT大正新脩大蔵經テキストデータベース」ホームページより。
http://21dzk.l.u-tokyo.ac.jp/SAT/

認していないが、仮に差異が大きければ、当館の原資料のインターネット提供と現在の出版とが両立しやすくなると考えられる。

○ 大蔵出版の事業における『大正新脩大蔵経』の比重

社名に端的に表れているとおり、『大正新脩大蔵経』は同社の中核商品であり、同社の売上げにおいても大きな比重を占めていることと考えられる。

６　『大正新脩大蔵経』に係る対応措置の判断理由

上記までの整理に基づき、対応措置の結論に至る判断理由の要点を示す。

なお、対応措置に係る全ての責任は当館にあり、ヒアリングに御協力いただいた有識者各位は、措置の決定には一切関与されていないことをお断りしておく。

(1) 対応措置

インターネット提供を再開する。

(2) 判断理由

以下、大蔵出版の主張の要点、判断に至る前提事実、判断理由について述べる。

① 大蔵出版の主張の要点

『大正新脩大蔵経』の著作権保護期間が満了していることについては、同社も争っていない。その上で、著作権保護期間中に著作権者から同社に譲渡された「出版権」あるいは「版面権」を主張し、当館のインターネット提供は、同社が復刻版出版のために割いた膨大なコストを全く無視する行為であると主張している。また、当該出版物を当館がデジタル化してインターネット提供したことにより、従来の売上げが激減したとも主張している。

② 判断に至る前提事実

『大正新脩大蔵経』の著作権保護期間が満了していることについては、有識者も含めて見解は一致している。

上記５の論点３で整理したように大蔵出版による復刻版刊行は、昭和 35（1960）年～昭和 54（1979）年であり、刊行後、30～50 年という相当の年数が経過している。

次に、『大正新脩大蔵経』については、大藏經研究会が、「SAT 大正新脩大蔵経テキストデータベース」をインターネット提供しており、平成 24（2012）年公開の新版（SAT 2012）では、本文テキストデータだけでなく、印刷版面の画像データを収録しており、無償で利用可能である。

③ 判断理由

まず、大蔵出版の主張する出版権については、原著作権の消滅により根拠がなくなったものであり、当館のインターネット提供について、法的問題は生じていない。

次に、『大正新脩大蔵経』に対し、長期にわたり基本資料として出版を継続し、かつ現在出版中であることに対する考慮の必要性について検討を行ったところであるが、次の２点により、その必要性が失われていると判断せざるをえない。

第一は、『大正新脩大蔵経』復刻版刊行からの経過期間について、出版社の事業サイクルを考えると投資コストの回収期間としては既に十分な期間が経過していると考えられる点である。

第二は、大蔵經テキストデータベース研究会のデータベースが公開中であり、平成24（2012）年からは当館と同様に、印刷版面データが無償で提供されていることを考えるならば、当館のインターネット提供が直ちに大蔵出版の売上げに影響していると断定することはできないと思われることである。

結論として、以上２点及び上記２(3)で示した当館のインターネット提供の利用者ニーズと社会的意義を踏まえるならば、出版事業への影響が相当程度明らかでない限り、インターネット提供を停止することはできないと判断せざるをえない。

7　『南伝大蔵経』に係る対応措置の判断理由

上記までの整理に基づき、対応措置の結論に至る判断理由の要点を示す。

(1) 対応措置

当分の間、インターネット提供は行わず、館内限定の提供を行う。

(2) 判断理由

インターネット提供の中止を求める大蔵出版の主張は、基本的に『大正新脩大蔵経』の場合と同様であるので、法的権利が存在することについての同社の主張は現行法制上、根拠を見いだすことが難しい。

次に考慮すべき事情として、『南伝大蔵経』の場合、復刻版が昭和46（1971）年～昭和49（1974）年に刊行されているほか、オンデマンド版が平成13（2001）年～平成16（2004）年に刊行されている。また、当館事業以外のインターネット提供は、現時点ではなされていない[38]。

このような点を『大正新脩大蔵経』と比較した場合、『南伝大蔵経』においては、①オンデマンド版の刊行という新規投資がなされてから比較的短期間であり、投資コスト回収に一定の考慮をすべき期間内である可能性があり、②当館以外のインターネット提供等の事実もない。このため、当館からの提供が、長期にわたり継続されてきた『南伝大蔵経』という基本資料の出版事業の維持に直接の影響を与える可能性を現時点で否定できない。したがって、当面、インターネット提供を停止した上で、今後

(38) 研究者によるデータベース化の試み自体は存在している。例えば、佐藤義博「『南伝大蔵経』のデータベース化」『函館大学論究』41［2010.3］p.9-28.

の事業状況の推移を見守る必要があると判断した。

８　今後の検討について

商業出版に対する何らかの考慮の必要性については、上記５で整理したように、今回ヒアリングを行った有識者の多くから言及があったところである。当館としては、著作権保護期間が満了した著作物が広く自由に利用できることを知的財産制度の重要な前提としつつも、こうした指摘や本事案を踏まえ、商業出版への影響に対して考慮すべき事案の要件やその考慮内容について、類似事例や新たな論点を含む事案が生じることでもあり、今後の状況変化等も見極めつつ、検討を継続する必要がある。

なお、今回、停止措置を当面継続する『南伝大蔵経』の扱いについても、今後の検討と推移を踏まえ、一定の時期をおいて改めて見直しを行うものとする。

（別掲）

インターネット提供に対する出版社の申出への対応検討会議構成員

（座長）	石川　武敏	総務部長
	田中　久徳	総務部副部長総務課長事務取扱
	秋山　勉	収集書誌部主任司書
	佐藤　毅彦	電子情報部副部長電子情報企画課長事務取扱
	大場　利康	電子情報部電子情報流通課長
	木目沢　司	関西館電子図書館課長
（事務局）	関西館電子図書館課	

意見聴取有識者一覧

（五十音順、敬称略）

糸賀　雅児	慶應義塾大学文学部教授（図書館情報学）
大渕　哲也	東京大学大学院法学政治学研究科教授（知的財産法）
渋谷　達紀	東京都立大学名誉教授（知的財産法）
福井　健策	弁護士
村瀬　拓男	弁護士